

令和3年度9月以降 寒河江市認定こども園利用者負担額【参考】

■利用者負担額の階層認定は原則として小学校就学前子どもの父母（自営業や農業を営み、事業主が父母以外の人であるときは、その事業主の方を見ることがあります）の市町村民税と当該年度の4月1日現在の子どもの年齢を基に寒河江市が決定します。

■4月から8月までの利用者負担額は前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの利用者負担額は当該年度分の市町村民税を基に決定します。

■利用者負担額を算定する上では、市町村民税から次の控除をする前の額となります。

寄付金税額控除（地方税法314条の7）、外国税控除（地方税法314条の8）、配当控除（地方税法第314条の9並びに同法附則第5条第3項）、住宅借入金等特別税額控除（地方税法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項）

■寒河江市保育所利用者負担額一覧

○2号・3号認定（保育枠）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）					
		※下段はひとり親世帯等の場合					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税均等割の額のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0
D1	市町村民税所得割額課税世帯 48,600円未満	0	0	0	0	0	0
D2	市町村民税所得割額課税世帯 48,600円以上57,700円未満	0	0	0	0	0	0
D3	市町村民税所得割額課税世帯 57,700円以上72,800円未満	0	0	0	0	0	0
D4	市町村民税所得割額課税世帯 72,800円以上77,101円未満	0	0	0	0	0	0
D5	市町村民税所得割額課税世帯 77,101円以上97,000円未満	0	0	0	0	0	0
D6	市町村民税所得割額課税世帯 97,000円以上133,000円未満	30,000	29,400	0	0	0	0
D7	市町村民税所得割額課税世帯 133,000円以上169,000円未満	39,000	38,300	0	0	0	0
D8	市町村民税所得割額課税世帯 169,000円以上235,000円未満	44,500	43,700	0	0	0	0
D9	市町村民税所得割額課税世帯 235,000円以上301,000円未満	53,500	52,500	0	0	0	0
D10	市町村民税所得割額課税世帯 301,000円以上	58,000	57,000	0	0	0	0

※裏面に続きます。

○1号認定（教育枠）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定 義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割の額のみ課税世帯含む）	0円
C 1	市町村民税所得割額課税世帯 77,100円以下	0円
C 2	市町村民税所得割額課税世帯 77,101円以上211,200円以下	0円
C 3	市町村民税所得割額課税世帯 211,201円以上	0円

■幼児教育・保育の無償化制度

令和元年10月より、国の幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴い、3歳児（クラス）から5歳児（クラス）までの子どもたち利用料が無償化されており、月額の利用者負担額は無料となっています。

なお、通園送迎費（バス代等）、行事費（保護者会費等）などは、これまでどおり保護者の実費負担となります。

■利用者負担額の軽減等

（1）表面の「利用者負担額一覧（2号・3号認定）」における利用者負担額は次により軽減されます。

- ① C階層からD5階層については、「山形県保育料段階的無償化事業」により、県が1/2（半額）を軽減します。なお、寒河江市では残りの1/2（半額）についても軽減を拡充し、令和6年まで無料になります。（令和7年以降については、県の事業に合わせ今後検討していきます。）
- ② 支給認定保護者と生計を一にしている子どもの未就学児のうち、特定教育・保育施設等を同時利用している子どもの範囲において、それぞれの範囲内における最年長の子どもから順に2人目は半額免除、3人目以降は全額免除になります。
- ③ 上記①、②の規定に加え、寒河江市独自事業により2人目の子どもについて、同時入所の場合は全額免除、同時入所以外の場合は半額免除となります。また、最年長の子どもから順に3人目以降は全額免除になります。“**必ず申請が必要**”となりますので、子育て推進課にお申し出ください。（ただし、滞納がある場合など、条件によっては免除となりません。）

（2）延長保育料

- ① 保育標準時間の認定者が午後6時以降延長保育を利用した場合、日額200円、定額利用の場合は月額2,500円が加算されます。（定額延長については、申請があった月から解除の申し出があるまで加算されます。利用がない月でも加算されますのでご承知おきください。）
- ② 保育短時間の認定者が午前7時から8時30分までの間又は午後4時30分を超える延長保育を利用した場合、日額200円、定額利用の場合は月額2,500円が加算されます。

■家庭状況の変更

父母の勤務状況や住所、世帯員の増減等家庭状況が変わった場合は、「変更認定申請書」、「就労証明書等」、「支給認定変更届出書」を速やかに子育て推進課又は保育所へお知らせください。

お問い合わせ先：寒河江市子育て推進課
TEL：0237-85-0907（直通）